飛驒特別支援学校 児童生徒 学校感染症報告書

令和 年 月 日

岐阜県立飛驒特別支援学校長 様		
		部年組 氏名
		保護者名
	年月日に <u>(医療機関名)</u> 断されました。	を受診し、次の病気(○をつけてくださ
種 類	病名	出席停止期間の基準
		(※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白	
	髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症例	群(SARS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、中東呼吸
	器症候群(MERS)	⇒治癒するまで出席停止
第2種	インフルエンザ (型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2 日を経過するまで
	(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した日 月 日 解熱日 月 日
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤に
		よる治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで <u>解熱日 月 日</u>
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、
		かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		主症状消退日 月 日
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するま
		<u>र</u>
	──┃ コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結	
第3種	 膜炎	⇒医師が感染のおそれがないと認めるまで
	(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
		抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良くなるまで
	手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の
		安定するまで
	└────────────────────────────────────	発疹のみで全身状態がよければ登校可能

その他の感染症(

症状が改善し、全身状態の良くなるまで